

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

「特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに伴う  
既入所者への配慮等について」の周知について  
（協力依頼）

計5枚（本紙を除く）

Vol.459

平成27年4月3日

厚生労働省老健局

介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164）  
FAX：03-3503-2167

老介発0402第1号  
平成27年4月2日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

「特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに伴う  
既入所者への配慮等について」の周知について（協力依頼）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）第5条による介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項及び第61条の3第1項の改正により、平成27年8月1日から、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件として、新たに資産をしん酌する見直しが予定されております。この見直しに伴い、支給申請手続への協力及び負担増の激変緩和の観点から、今般、当省より以下のとおり関係団体宛てに協力依頼文を送付しておりますのでお知らせいたしますとともに、可能な範囲で協力が得られるよう、貴管内の関係団体等へも同内容についてご周知いただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. 別紙1 送付団体
  - ・公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
  - ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会
  - ・社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
  
2. 別紙2 送付団体
  - ・公益社団法人 全国老人保健施設協会
  - ・一般社団法人 日本慢性期医療協会
  - ・公益社団法人 日本医師会

老発 0402 第 号  
平成 27 年 4 月 2 日

《関係団体の長》

厚生労働省老健局長

特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに伴う  
既入所者への配慮等について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項の改正により、平成 27 年 8 月 1 日から、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件として、新たに資産をしん酌する見直しが予定されています。

具体的な支給要件は、平成 27 年 3 月 31 日公布の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 57 号）による改正後の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 83 条の 5 及び第 97 条の 3 に規定されていますが、今夏より、従来の支給要件（市町村民税世帯非課税であること）の外、

- ・世帯分離している場合も含めて配偶者に市町村民税が課税されているかどうか（要件①）
- ・本人及び配偶者が合計 2,000 万円（配偶者がいない場合には 1,000 万円）超の預貯金等を保有しているかどうか（要件②）

を判定することとしています。

この見直しに伴い、下記の点についてご理解・ご協力を賜りますとともに、貴会会員施設への周知及び協力依頼について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

## 1. 支給申請手続への協力

今回の見直しにより、要介護者が特定入所者介護（予防）サービス費の支給を保険者に申請する際には、

- ・新たに資産要件等の記入欄を設けた申請書への記入
- ・保険者が預貯金等に係る金融機関調査を行うための同意書への記入
- ・預貯金等の通帳の写しの添付

といった手続を行うことを予定しています。被保険者に対する制度改正の説明等は、適宜市町村において実施することとしておりますが、貴会会員施設においても、要介護者やその家族への手続の説明を行っていただくことや、保険者への申請書及び添付書類の提出を職員に代行に応じていただくことなどをはじめ、要介護者の負担を軽減しつつ適切な申請が行われるために必要な対応を講じていただくことについて、ご協力をお願いいたします。

## 2. 負担増の激変緩和

### (1) 配慮措置

今回の支給要件の見直しに伴い、現在特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けながら介護保険施設に入所している要介護者の中には、利用者負担第4段階と判定されて、平成27年8月1日以降食費・居住費の自己負担が増額となる方が生じることが想定されます。

については、このような方について、負担増の激変緩和を図る観点から、各施設の判断により、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定する等の配慮措置を講じていただくよう、ご検討をお願いいたします。

### (2) 会計処理

この場合の社会福祉法人における会計処理としては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発第0727第1号、社援発第0727第1号、老発第0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別紙「社会福祉法人会計基準」における勘定科目の「利用者負担軽減額」に含めて計上することが可能です。

### (3) 判別方法

このような既入所者を判別する方法としては、保険者が発行する特定入所者介護（予防）サービス費の不支給決定通知における不支給となった理由欄において、要件①又は要件②に該当することを確認することが考えられます。また、予め支給要件から外れることを想定して申請をせず、不支給決定通知が交付されていない場合については、既入所者に個別に理由を確認する方法が考えられます。

別紙 2

老発 0402 第 号  
平成 27 年 4 月 2 日

《 関係団体の長 》

厚生労働省老健局長

特定入所者介護（予防）サービス費の見直しに伴う  
既入所者への配慮等について（協力依頼）

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項の改正により、平成 27 年 8 月 1 日から、特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件として、新たに資産をしん酌する見直しが予定されています。

具体的な支給要件は、平成 27 年 3 月 31 日公布の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 57 号）による改正後の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 83 条の 5 及び第 97 条の 3 に規定されていますが、今夏より、従来の支給要件（市町村民税世帯非課税であること）の外、

- ・世帯分離している場合も含めて配偶者に市町村民税が課税されているかどうか（要件①）
- ・本人及び配偶者が合計 2,000 万円（配偶者がいない場合には 1,000 万円）超の預貯金等を保有しているかどうか（要件②）

を判定することとしています。

この見直しに伴い、下記の点についてご理解・ご協力を賜りますとともに、貴会会員施設への周知及び協力依頼について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

## 1. 支給申請手続への協力

今回の見直しにより、要介護者が特定入所者介護（予防）サービス費の支給を保険者に申請する際には、

- ・新たに資産要件等の記入欄を設けた申請書への記入
- ・保険者が預貯金等に係る金融機関調査を行うための同意書への記入
- ・預貯金等の通帳の写しの添付

といった手続を行うことを予定しています。被保険者に対する制度改正の説明等は、適宜市町村において実施することとしておりますが、貴会会員施設においても、要介護者やその家族への手続の説明を行っていただくことや、保険者への申請書及び添付書類の提出を職員に代行に応じていただくことなどをはじめ、要介護者の負担を軽減しつつ適切な申請が行われるために必要な対応を講じていただくことについて、ご協力をお願いいたします。

## 2. 負担増の激変緩和

### (1) 配慮措置

今回の支給要件の見直しに伴い、現在特定入所者介護（予防）サービス費の支給を受けながら介護保険施設に入所している要介護者の中には、利用者負担第4段階と判定されて、平成27年8月1日以降食費・居住費の自己負担が増額となる方が生じることが想定されます。

ついては、このような方について、負担増の激変緩和を図る観点から、各施設の判断により、食費・居住費の額を基準費用額を上限として設定する等の配慮措置を講じていただくよう、ご検討をお願いいたします。

### (2) 判別方法

このような既入所者を判別する方法としては、保険者が発行する特定入所者介護（予防）サービス費の不支給決定通知における不支給となった理由欄において、要件①又は要件②に該当することを確認することが考えられます。また、予め支給要件から外れることを想定して申請をせず、不支給決定通知が交付されていない場合については、既入所者に個別に理由を確認する方法が考えられます。